

dX助成金申請サービス利用規約【現改比較表】 2026年2月13日現在

～2026年2月28日

2026年3月1日～

第1条～5条、第7条以降（略）

第6条（契約期間）

本サービスの申請準備プランの契約期間は、初月の場合、当月末日までとなります（例：8月15日から8月31日まで）。翌月以降の契約期間は、前項に定める契約期間内に第22条（契約者による本契約の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、自動更新されるものとします。

第1条～5条、第7条以降（略）

第6条（契約期間）

本サービスの申請準備プランの契約期間は、初月の場合、当月末日までとなります（例：8月15日から8月31日まで）。翌月以降の契約期間は、前項に定める契約期間内に第22条（契約者による本契約の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、自動更新されるものとします。ただし、2026年3月1日以降は利用期間の満了をもって終了し、自動更新は行わないものとします。

附則(令和8年2月6日 C A S 2 サ000400016770-01号)

(実施期日)

この改正規定は令和8年3月1日から実施します。